

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：イオンディライト株式会社
業者の住所：東京都千代田区神田錦町1－1－1
- 2 指名停止措置期間：令和8年7月31日から令和8年8月30日まで
(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県
- 4 事実概要
同社は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行っていた。この件について、当該業者及び当該業者の社員は、令和7年12月15日、伊那簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表第2の13

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～12 略	
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として1か月以上9か月以内
14 略	